

令和4年 第2回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和4年6月29日(水)

延 会 令和4年6月29日(水)

仁 木 町 議 会

令和4年第2回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日時 令和4年6月29日（水曜日）午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 一般質問 防災体制の充実を（門脇吉春議員）
法人誘致・起業支援に係る本町の施策について（磨直之議員）
JR函館本線のバス転換時期について（上村智恵子議員）
日程第8 議案第1号 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第2号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第3号 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第4号 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第5号 仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第13 議案第6号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について
日程第15 議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について
日程第16 議案第9号 北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について
日程第17 議案第10号 銀山辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第18 議案第11号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について
日程第19 議案第12号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について
日程第20 議案第13号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について
日程第21 議案第14号 令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について

令和4年第2回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 4年 6月29日（水） 午前 9時30分
 閉 会 令和 4年 6月29日（水） 午後 1時35分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

5 番 嶋 田 茂

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。嶋田議員より欠席する旨の届出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和4年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月13日及び6月29日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告1件、議案14件、意見書3件の計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、3名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の一般質問については、通告順に従って、門脇議員1件、磨議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12から第13の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第16の規約変更については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17の計画変更については即決審議でお願いいたします。日程第18から第21の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22から24の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第25の議員派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第26の委員会の閉会中の継続審査、日程第27の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和4年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日、6月29日水曜

日、会期は、開会が6月29日水曜日、閉会が6月30日木曜日の2日間といたします。

次に、その他の事項でございます。新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを、引き続きフェーズ1によることとします。

次に、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月29日から6月30日までの2日間をしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月29日から6月30日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号の提案説明をさせていただく前に、このたび令和4年第2回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。そして、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、冒頭の行政報告につきましては配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは報告第1号の提案説明をさせていただきます。報告第1号、令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和3年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）報告第1号、令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないと規定されております。令和3年度の繰越明許費につきましては、年度内に支出を終わらなかつたため、予算の定めるところにより4年度に繰越したものでございます。

次のページをお開き願います。令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、情報処理管理事務経費総合行政システムは、金額272万8000円、翌年度繰越額も同額で、財源内訳はすべて国道支出金でございます。3行目、3款、民生費、1項、社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の給付事務費は、金額42万6000円、4行目給付事業費につきましては、金額3400万円で、いずれも翌年度繰越額は同額で、すべて国道支出金でございます。3事業の合計につきましては、3715万4000円、翌年度繰越額も同額の3715万4000円、財源内訳はすべて国道支出金でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は、最長で40分といたします。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 一般質問

○議長（横関一雄）日程第7『一般質問』を行います。3名の方から3件の質問があります。

なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、質問時間は1件につき最長で30分といたします。

それでは『防災体制の充実を』以上1件について、門協議員の発言を許します。3番・門協議員。

○3番（門脇吉春）それでは、一般質問をさせていただきます。防災体制の充実についてであります。

近年、気候変動により全国各地で毎年のように豪雨による災害が発生しており、人命に関わる惨事を防ぐために、各種災害から住民を守る地域防災力の強化が求められています。本町においても、一般社団法人や民間企業との防災連携協定の締結等により、災害時の物資輸送、高齢者や障がい者等の生活支援をはじめとした、住みやすく安心・安全の実現のための取組を行っていますが、今後、さらに防災体制を充実させていくことが重要だと考えます。そこで、以下の点について伺います。1つ目、令和3年第2回定例会の一般質問において答弁のあった防災危機管理職員（地域防災マネージャー）の任用に関する経過は。2つ目、自家発電設備を備えた住民拠点サービスステーションの整備は。3つ目、災害時に使用可能な電気自動車を公用車として導入する考えは。4つ目、土砂災害警戒区域に指定されている然別生活館の今後の対応は。以上、4点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の門協議員からの、防災体制の充実を、の質問にお答えいたします。

1点目の「防災危機管理職員（地域防災マネージャー）の任用に関する経過は」についてであります。令和3年4月に自衛隊札幌地方協力本部宛てに令和4年4月の採用を希望として求人票を提出したところですが、自衛官の退職年齢が段階的に引き上げられ対象となる定年退職者が極めて少数であったこと等の理由により、現時点において応募がありません。本年度以降対象者が増加することを踏まえ早期に人材が確保できるよう、協力本部との情報交換に努めてまいります。

2点目の「自家発電設備を備えた住民拠点サービスステーションの整備は」について申し上げます。住民拠点サービスステーションは、震度5強以上の地震等による停電時にも地域の住民が継続して給油できるガソリンスタンドとして、国や北海道の補助金を活用して整備が進められているもので、令和4年5月31日現在、道内1333か所に整備されており、町内におきましても大江地区に1か所が整備されています。

3点目の「災害時に使用可能な電気自動車を公用車として導入する考えは」につきましては、国及び北海道においても地球温暖化対策として再生可能エネルギーの活用を主眼とする地域の脱炭素化に向けた支援を重点項目に位置付けられ、他自治体や企業においても導入が進められていることを鑑み、今後、電気自動車等の導入について検討してまいりたいと考えております。

4点目の「土砂災害警戒区域に指定されている然別生活館の今後の対応は」についてであります。当該会館敷地は平成28年に土砂災害警戒区域の指定を受け、洪水又はがけ崩れ等の災害時には避難所としての機能は制限されることから、大規模停電や火災などの災害において活用することとしております。今後も発生する災害区分や状況に応じて、適切な避難指示や避難行動がとれるよう防災訓練など防災体制の充実に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）各質問にお答えいただきましてありがとうございました。

それでは、1点目の防災危機管理職員（地域防災マネージャー）の任用に関する経過ですが、ご答弁いただいたとおり、現状での採用はなかなか大変な状況と思いますが、仁木町において、過去に町内で発生

した自然災害による被害状況や、各種災害による被害想定を考えたとき、今後、甚大な被害をもたらすと想定される自然災害等起こりうる災害リスクを考えたときに、この専門となる防災危機管理職員（地域防災マネージャー）ですけれども、これを1日も早く採用していただきたいと思っています。町民の生命・財産を守るとともに、本町の持続的な成長を実現するためにも必要であると思いますので、どうか進めていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

2点目の自家発電設備を備えた住民拠点サービスステーションの整備についてですけれども、お答えいただいたとおり、震度5強以上の地震による停電時にも地域の住民が継続して給油できるガソリンスタンドであります。これは民間企業が率先し、国や北海道の補助金を活用して整備が進められておりますが、現在はこの補助制度は終了しております。本町において、現在整備されているのは答弁されたとおり、大江地区にありますガソリンスタンド1か所のみです。今後、災害が発生した際において、国道や道道が最悪の状況を迎え、道路が分断された場合、本町は、町境の端から端まで約24kmから25kmの距離があります。地域としては本当に長い距離であります。どうしても町民の方が活動するには車が欠かせませんし、冬期になりますと暖房への灯油が必要となります。今後、現状のままとするのか、それとも給油できる体制を仁木地区と銀山地区についても構築するのか伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）防災の観点でございます。本町が縦に長いということで、災害が発生して道路等が分断されたときには、どのような対応を取るのかということだと思いますけれども、そのような大規模な災害が発生した際にはですね、町としては地域住民の安全確保、避難を第1優先として対応することになるかと思っております。そこでこの住民拠点サービスステーションについてはですね、現在のところ町の方としては、町単独で整備を進めるという事は考えてはいないというところでございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今伺ったとおり、整備する予定は、今はないということでもありますけれども、本当に災害がおきて、時間が経ってですね、皆さんそれぞれの活動に入るわけですが、そうなりますと、当然ガソリンが必要だったり、また、今質問したとおり冬期になりますと灯油も必要となってまいります。備蓄したり、また、ある程度余裕があるところについては問題ないですけれども、なかなかそういうわけにはいかないという現状もあります。国道や道道が被災した場合、国や北海道が本当に必死になって整備を進めるとは思いますが、ただ、全道的に被災し、縦長の仁木町が分断された場合はすぐに手が打たれるのかということ、なかなか厳しい部分がありますので、そうなってくると当然、町の業者の方もですね、協定がありますので、そこの中での活動もされて、住民のことを優先しながら活動していただけたらと思いますけれども、ただ、ここ1か所ということになりますと、例えば仁木地区でありますとか、銀山地区においてはこの手当がなされていないといいますが、大江に集中しても、まだ道路が分断されていなければ問題は無いんですけれども、万が一、分断された場合、本当にそれぞれが活動するにも制約されるということになりますので、こうなった場合、動線についての予防的なことも考えて整備を進めていかなければならないということもありますので、本当にこれでいいのかどうか、その部分も含めてお答え願いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）門脇議員の仰るとおり、現状では、町内に1か所のスタンドに整備されているとい

うことでお答えさせていただきました。全部で町内には3か所のガソリンスタンドがございますので、残りの2か所につきましても、今後相談させていただきたいというふうに思っているところでございます。

ただ今後、災害の状況によっては、幾ら整備をしても有効活用と言いますか、うまく機能しなければ、なかなか良い結果につながりませんので、あらゆる状況を想定して、地域連携という形でも、隣には、余市町や赤井川村も地続きでありますので、そういったところのガソリンスタンドとも、いろいろ今後連携を結ぶことが果たして可能なかどうかということも踏まえてですね、今後地域全体として、いろんな災害状況を想定した体制づくりをしていかなければならないなというふうに思っているところでございますので、その辺の部分ご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）町長ありがとうございます。

本当に連携しながら進めていくということについては、本当にそのとおりだと思います。

ただ、この2か所については非常用の電源が備わっていないということで、そうなるとうなるのかというと、実際には手作業で本当に力を使って回したりいろんなことしながらということになりますと、当然、人口は少ないですけども、利用者は多いことになりますので、当然それを待って数珠繋ぎになって給油していただくまでにはかなり相当の時間がかかるということですね、本当に余市町だとか、また赤井川村にもありますけれども、住民拠点サービスステーションとかいろんなものを使いながらですね、本当に皆さまが「生活に不自由なく」ということには、なかなかありませんけれども、災害時に1人でも多くの方が「助かった」と言えるような、そういう状況をつくり上げていただきたいと思います。

それでは、3点目にまいります。3点目の災害時に使用可能な電気自動車を公用車として導入する考えにつきましては、各避難所への電気の供給として導入の方向で進めていただきたいと思います。公用車で使うばかりではなく、災害にもこの給電という部分については本当に役に立つというようなことをですね、マスコミもそうですけれども、いろんな形でお聞きしておりますので、そういう部分でお願いしたいと思います。

また、本町ばかりではなくて、過去にもありましたけれども災害があったときに、仁木町は他町村に協力もしております。これは人的なものであるとか、いろいろありますけれども、今後、これを用意することによって、北海道というのは広いですから、被災された他町村にこの自動車を走らせていくことによってですね、また、そこで被災された方々を救う意味ではですね、また一つ大事な部分にもなってまいりますので、自町村ばかりではなく他町村が被害を受けたとき、仁木町自身も被害を受けているなら、これは問題は違いますが、被害がなくてですね、本当に他町村のお助けになるということになればですね、そういう部分で活用していくこともできますので、提供していただきたいと思います。

また、国が導入を進めている電気自動車の購入と同時に、給電施設についてなんですけれども、町の中には給電施設がまだありません。これを機に給電施設を災害ばかりでなく、観光振興の上からも、例えば、観光に来ている方が、急遽災害に遭われた、この災害の使用の部分でもですね、本当に必要となってまいりますし、また、これは関連した部分でありますけれども、後志自動車道が開通した場合インターチェンジが仁木フルーツパーク付近であるとか、またもう1か所にできるということをお聞きしておりますけれども、この部分ですね、電気自動車の普及によりまして、例えば、今言いましたように、札幌からでありますとか、他町村から観光で仁木町に来て、災害に遭われたときにこの給電施設があるということは、も

う本当に大事なことでもありますし、また、日頃からも観光の部分においてもですね、ある意味、札幌とか他の町村から来るにしても計算ができる。本当に仁木町で給電できるということになればですね、またここで一つ観光振興の部分にも役に立つかと思いますので、そういう部分から言ってもですね、本当にこの災害等を含めて、進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでも公用車の入替時には電気自動車を入れるか入れないかという検討もしてきました。昨今の電気自動車も大分、機能的にも向上しているということもあって、他の自治体でも導入し始めているという実例もございますので、そういったことも踏まえて、今後新たに公用車を導入する際には、そういったことも考慮しながら、電気自動車なのかハイブリッド車なのかということも含めてですね、いろいろ入替え時に考えて検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

また、電気供給施設整備については仰るとおり、これから10年後、20年後におそらくこの地域にも多く点在することになるというふうに思います。これだけ電気自動車やハイブリッド車が増えて、普及されていくことに伴って、例えばコンビニに併設されたりとか、そういった可能性は、今の段階では少ないですけども、これから多分増えていくことと思います。うちの町としても、観光施設、先ほどおっしゃったような拠点となるような場所に、そういった形で整備することも必要不可欠になるというふうに我々も認識しておりますので、今後、整備の時期に当たってはですね、これからのいろいろ見極めながら、検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）理解できました。

本当にそういう意味では、整備の方をよろしくお願いします。

それでは、4点目に入ります。土砂災害の警戒区域に指定されている然別生活館の今後の対応についてですけれども、平成28年に北海道より土砂災害警戒区域の指定を受けているわけですが、仁木町の公共施設個別施設計画では、町民文化系の施設、集会施設に区分されまして、非木造部分が主だったもので、1971年、建築から51年経過ということでもあります。公共施設個別施設計画の判定では、屋根と内部においては、機能上問題はないということになっておりますが、そのほかの建築部分と電気・機械においては、機能維持補修が必要でありました。これによりますと経過年数が大きく、更新計画の策定が望まれるとなっております。本来であれば、今後長寿命化の推進が望まれますが、土砂災害警戒区域に指定されている然別生活館を考えますと、地域の住民の方は不安がっています。人の命を考え、町の財政など考慮して、補助金などを利用し、安全な場所への移設など考えられませんか。町の考えと指定した北海道の考えはどのようなものか、合わせて伺います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）安全な場所への建て替えは検討できないのかということだと思いますが、現時点におきましてはですね、今後の町内の人口動向、人口減少等を踏まえて慎重に判断する必要があるかと思っておりますので、その辺りは個別施設計画に沿った形で現状については修繕等の対応をしながら維持をしていくということと考えております。

北海道の考え方については、現在は土砂災害の警戒区域の認定の方法としては5年に1度を目途に見直しをしていくということですが、現状といたしましては、大きく何かの対策をしなければ変わるも

のではないのかなというふうには考えているところですが、北海道の判断としてはちょっと把握してございません。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今の現状の部分では、維持修繕をするけれども、移設する考えはないということでありまして、ただ住民の方にとってはですね、本当に今日もそうですけれども雨が降ったり、災害が今後どのような形になってくるのか、これは想像がつかないわけです。こういう中での不安というものを持ちながら住民の方は暮らしているわけです。実際に私も聞きましたけれども、「本当にどうなっているんだ」ということもやはり言うております。ただ、なかなか声には出して言えないので、私がちょっと聞いた部分でありますけれど、本当に北海道も指定したは良いけれども、5年に1度見直しをしますけれども、見直しなんて言ったって増えるだけであって、これは減るということにならないわけです。一旦指定したものは、これは根拠があつての指定でありますので、この部分は、町も財政的な問題もいろいろあると思いますけれども、今後については本当に住民の方に、例えば近くに大江の避難所はありますけれども、高齢の方を急いで車に乗せて移動といつてもなかなか大変です。本町においても然別は特に高齢化が進んでいるところです。そういう意味では、本当に不安な高齢者がたくさんおりますので、この辺も考えてということだと思ふんですけれども、本当にこれで良いんでしょうか、伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）然別生活館の今後の在り方ということをお考えますと、今あそこの地域には世帯数はだいたい40世帯前後ぐらいですか、正確な数はちょっと今把握していませんけれども、今後、将来的なことをお考えますと然別地域がこれからどれだけ地域でコミュニティーが維持されるのかということをお考えますと、災害が起きたときに、やはり緊急的に避難させなければならない。そうなった時に、然別生活館が、今の段階では避難所として指定はしていますけれども、将来的に人々と支え合いながら避難体制を作っていくという部分では、果たしてあそこが適切かどうかということも含めて、将来的に考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうには私自身も考えております。ただ、然別生活館のこの問題というのは、今に始まったことではなくて、以前から地域の実態とともに、あそこが土砂災害区域になったのは平成28年度ぐらいですけれども、その前から、あの辺の部分は川もありますし、非常に災害に対して弱い地域でありました。その部分は以前から検討している部分でありますので、今後の体制も含めて、地域の在り方も考えながら防災体制の強化を図っていかなければならないというふうに思っていますので、今後そういった部分で、町としても検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今の町長のお話、ありがとうございます。

とは言いますけれども、過去からそういうような問題を抱えてきて問題を注視しながらも、なかなか手を出せなかったというのも現実であります。そういう意味です、本当に「いつまでにやって」ということは言えませんが、本当に申し訳ないですけれども、高齢の方にとっては本当に一日千秋の思いと申しますか、自分の身がどうなるのかという。こういう世帯が多い、少ないという部分ではなくて、この方たちをやはり、それまでの間でもですね、どう救っていくのか、訓練とかいろんなものも含めてですね、そういうことも検討していただきたいですし、またできる部分であれば、将来的にいつ頃までにと

というようなことも含めて検討していただきたいと思います。今ここでどうこう言ってもですね、なかなかこれ以上進まないと思いますので、今後の中でいろいろ検討していただきまして、進めていっていただきたいと思います。とにかく住民の方の生命、財産がかかっておりますので、そういう意味で、いつ何時、災害になるかもしれないというのは、これはもう本当に、今のこのとき、一番大事なことでありますので、検討していただきたいということを思います。以上です。

○議長（横関一雄）次に、『法人誘致・起業支援に係る本町の施策について』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは一般質問をさせていただきます。

法人誘致・起業支援に係る本町の施策について。

日本国内がコロナ禍となり2年以上が経過する中で、世の中の働き方はリモートワークへシフトしてきており、どこか所定の場所に居を構えて仕事をするという考え方が変わってきました。また、ワーケーションという言葉が浸透し、本町内でもワーケーションが可能な施設も整備されてきています。これらの考え方から、都市圏にあった本社をニセコや淡路島など、地方に移す企業も出てきており、今後も民間企業においてはこのような動きが促進される可能性があると考えます。このように、世の中の働き方が変わってきている中で、現在、本町では法人誘致や企業支援の一環として、仁木町企業立地促進条例の改正や、地方創生移住支援金事業を施策として展開していますが、地方創生移住支援金事業の令和2年度実績は1件にとどまっています。そこで、以下の点について伺います。(1) 令和3年度におけるそれぞれの施策の利用実績は。(2) (仮称) 仁木町子育て支援拠点施設に併設して、企業のシェアオフィスやレンタルオフィスを建設する計画の進捗状況は。(3) 法人税は本町の新たな財源になると考えるが、現在の施策以外に新たに法人誘致や起業支援の施策を実施する考えは。以上になります。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）磨議員からの法人誘致・起業支援に係る本町の施策について、の質問にお答えいたします。

1点目の「令和3年度におけるそれぞれの施策の利用実績」についてであります。仁木町企業立地促進条例につきましては、1企業1件となっており、移住支援金事業につきましては、支給実績はありませんでしたが、令和3年度に対象となる転入があり、今年度に本申請されており、今後交付決定を行う予定となっております。

2点目の「(仮称) 仁木町子育て支援拠点施設に併設して、企業のシェアオフィスやレンタルオフィスを建設する計画の進捗状況」について申し上げます。産業拠点施設につきましては、今年度から建設を開始する、新たな子育て支援施設に併設する形で、シェアオフィスやレンタルオフィスを設けるほか、現在ある町内の公共的機関や金融機関などを集約するなど地方創生の推進やコンパクトなまちづくりに向けた構想としてお示ししたものであり、建設の年次を含め具体的な計画については今後、検討していく予定としております。

3点目の「法人税は本町の新たな財源になると考えるが、新たに法人誘致や起業支援の施策を実施する考えは」につきましては、法人が町内に設立されることで、直接的に反映される法人町民税や固定資産税などの税収や、雇用の増加が期待されるなど、本町の地方創生に資するものと考えております。このことから、地方創生推進交付金を積極的に活用し、ワイン事業者を誘致するワインツーリズムプロジェクトや

新規就農者への支援に取り組み、その成果として転入人口が増加するなど、一定の成果があったものと認識しております。さらには、国や道、外部団体と連携し、本町と地理的条件に適合する企業誘致に関する情報収集や企業とのマッチングの機会を創出する等の取組を進めているところであり、また、起業に関する支援につきましても企業立地促進条例による固定資産税の減免を講じており、本町の状況に即した施策を講じているものと考えております。以上でございます。

○1番（磨 直之）答弁ありがとうございます。

ちょっと最初に質問した部分と重複するかもしれないんですけども、今回質問させていただいている背景といたしましては、現状では、法人誘致は町長の施策でもあるワイン事業を中心に、また、新規就農者といった方々を誘致されている現状かと思っています。これに関してはどうしても仁木町の基盤産業を考えたときには、このあたりの企業さまがマッチする、中心になるというのは納得できる場所ではありますが、ただやはり、ここ数年において「この場所でなければ仕事ができない」という考え方が変わってきている中で、今現状の施策とともに、それ以外の対象も見ていく必要があるのではないか、もしくは可能性があるのではないかと思って質問をさせていただいております。

そこで、改めて質問をさせていただければと思うのですが、仁木町企業立地促進条例が令和3年度に1件、また、移住支援金事業につきましても、支給実績はないけれども今年度見込みがあるということだったんですけども、そもそも企業誘致、もしくは新規に法人誘致と、新たに会社を起す起業という部分に関して、令和3年度に関しては何件ぐらいあったんでしょうか。要はこの事業を使っていなくても起業されている、もしくは法人が来られたという実績はあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）担当課の企画課といたしましては、この制度を活用しない形での起業、企業の設立という部分について把握はしていないというところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）それは把握ができる情報が町には基本的には集まらないという認識でよろしいんでしょうか。それとも今回の場合においては把握ができていないというだけなんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町として把握できるものとしたしましては、一答目の答弁書にもあります法人町民税、こちらの方は申告納付ということで、法人企業の皆さまが各自申告をされるということで、そこで新規設立等々は把握できるかと思えます。ただ、こちらの企画部門においてはそちらの情報は把握はしていないというところでございます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）その中で、財政課の方で押さえている件数としましては、平成28年度については100法人、平成29年度についても同じく100法人、平成30年度に105法人です。令和元年度には103法人に減っております。令和2年度は109法人に上りまして、令和3年度、昨年度については111法人となっております。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ちょっと次の質問をさせていただきながら、このあたりも改めて質問させていただきたいと思うんです。

けれども、今回、地域おこし協力隊の方が何名か卒業されていらっしゃるかと思うんですけど、町としては移住・定住を促進する意味合いでも、地域おこし協力隊を卒業された方に関しては独立支援ということもされていると思いますが、今回卒業された方々、もしくは、おそらく本年度卒業する見込みのある方々は町内で独立されているのか、又はされる予定なのかお伺いできますか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）地域おこし協力隊任期満了後の方向性につきましては、今年、3月そして4月において農業振興員の皆さまが退任という形になっておりまして、それぞれ皆さまが起業もしくは独立就農ということで活動を始められております。地域振興員の方につきましてもですね、新たな道ということで町内において、仕事の方に着かれていますということでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

それらの結果を踏まえて、ちょっと企業立地促進条例を活用している企業さまですとか、あとは移住支援金事業に関して活用されている企業さまというのは、先ほど答弁いただいたとおりでと思うんですけども、この結果に関して仁木町としては順調に推移していると思われているのか、まだまだ懸念が残るところなのかでいうと、今現状どうなのでしょう。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）企業立地促進条例につきましては、令和3年度におきまして、投資の基準額については2700万円から500万円に引下げがなされました。そして、企業立地条例には2つの種類がございまして課税の免除という方法と、助成という方法があります。課税の免除につきましては国の形に基づいた中で免除を行う。そして助成については、町単独の事業ということで実施して、全業種を対象に実施をさせていただいているものでございます。そちらの助成につきましては法人のみの対象ということになりますけれども、その固定資産税の免除、助成ということになりますので、初期投資の部分についての助成は今はない状況ではございますけれども、金額的な基準額も下がったことによりまして、使いやすい制度にはなっているというふうな認識ではおります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ちょっと第6期総合計画において、企業立地促進条例の活用を、令和元年度9件という基準値にして、目標12件という形であったかと思えます。単純に考えれば1年に1件プラスアルファというところでこれは達成できる見込みではあるのかと思うので、今の現状に関しては順調かどうかというのは、まだまだこれから判断するところはあると思うんですけども、1点気になっているところと言いますと、先ほど答弁いただいている中で、新規に入ってきている企業さま、法人さん、もしくは新たに会社を起こす会社さんもなかなか把握できないということもそうなんですけれども、私の聞いているところでいうと、町外に法人登記をしている会社さんが町内で新たに事業を行うというような話も聞いている中で、これは担当課の方がどうこうというよりは、ちょっと仕組みの問題なのかと思うんですけども、例えば、町外の会社さんが仁木町で何か新しい事業を起こすときに、例えば本社住所を仁木町に移してはどうかというような提案だとかを、ちょっとどのタイミングでできるのかは分からないんですけども、町側から例えば仁木町に本社を移転していただくことで、こういうメリットがあるみたいなお話をいただくと、もしかしたら企業としては、町外に本社を置いているところを仁木町に移すということも考えられ

るのではないかと思うんですけれども、その辺りは、積極的に誘致をしていくような仕組みたいなものではないものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 磨議員の仰るとおり、本町にこれから多くの企業が来ていただけることが何よりもありがたいという部分は認識しておりますけれども、例えば、本社機能を地方に移転するというケースで質問の中にも淡路島やニセコ町でも、そういった実例があるということも我々も認識しているところでございます。そういった形で、仁木町に呼び込むことができないのか、良い条件を提示することはできないのかという部分でありますけれども、私の考えでは、そういった入り口で支援やそういった部分を見せることよりも、やはり地域の魅力を感じて入ってきた企業に、そこに対して支援をするということの方が僕は長続きできるのではないかと思います。ニセコ町や淡路島の企業も、おそらくそこにたくさんの支援や補助金があるから行ったということではなく、その地域の魅力に引かれてそこへ行ったという話は聞いたことがあります。そういった形でまずは地域の魅力を感じていただいて、一緒に地域を興していこう、そういった気概のある企業と一緒に、その中で町として何ができるのか、どういった形で支援ができるのかということをサポートしていく、そういう関係性の方が、私は良い関係が結べるというふうに思っていますので、何でもかんでも入り口で支援金や補助金をぶら下げて、たくさんの企業に来てもらい、入ったは良いけれども、なかなか良い関係が結べなかったのも、すぐに辞めてしまっただけで出てしまったというようなケースであるよりは、やはりじっくり町に来てもらって、良さに気づいてもらってその部分で支援をしていくという方が私は良いのかと、これまでの様々な経験を積んで、そういうふう感じたところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

私も、佐藤町長の仰ることは良くわかっておりますし、本当にそのとおりだと思います。

すいません、ちょっと私の勉強不足なところもあるかとは思いますが、改めて質問させていただきたいのが、もちろん佐藤町長が仰っていただくのが1番であり、そうあるべきでありますし、本来であればそういう法人さんが、移住というか、来ていただくのが1番だと思っておりますけれども、今私がちょっと、ご質問させていただいている背景として、今の既存の制度も活用できますよという案内をしても良いのではないかと、今の町長のお話でいうと、新たに何か支援金を準備するというようなふうにもちょっと受け取れてしまったんですけれども、決してそうではなくて、今ある制度が活用できますよというような案内もできるのではないかとということなんです。実際に法人に関してでいうと、もちろん理想と、あとは夢を応援するみたいところだったりですとか、あとは町の魅力に対して一緒に成長していきたいという理念があるのは当然だと思いますし、そういう企業に来ていただくのが必要だと思うんですけれども、そう言っても、おそらく従業員を雇われている企業さんですとかは、会社運営をまず第一に考えなければいけないというのも、現実的なところではあるかと思っております。そういった中で、別にどちらを優先しろとか、もしくは、どちらかはどうなのかというのは、本当にニワトリと卵の話かもしれないんですけれども、そういった中で、少なくとも、今、町内の方で言うと、たしか移住支援金事業の方が、そういうものの対象になっていたかと思ったんですけれども、これ私の認識の過ちでしょうか。というのが、今お話ししたかったのが、今既存の制度がある中で、そういうご案内をするのが良いのではないかと、一言でも声をかけるべき

ではないか。要はそういった提案が、実際になされていなかったというのがあるんですけども、これはちょっとどういう仕組みの問題なのもありますけれども、そういうことをしても良いのではないかなというような質問だったんですが。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）町に対して企業立地等のご相談があった案件についてはですね、あまねく町の方で用意しているパンフレットを含めて、当然、立地された場合のインセンティブについても当然お話をさせていただいておりますので、それについては、当然町の方にご相談があった案件については、磨議員ご指摘のとおり、そういった情報の提供はさせていただいていると思っております。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）実際されていないケースもあるようなんですけども、ただそれは、一応町としては徹底しているし、今後も徹底していくという認識で良いのでしょうか。

ただ、もし実際にそういう事例があったとすれば、その辺りというのは、もし今後もしかしたらどうしても人為的なもので発生してしまう可能性もあると思うんですけども、その辺りはどのように対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）おっしゃるとおり、すべておそらく企業さんには町で整備しております町内の移住・定住を含めて企業等の誘致や支援について整理したパンフレットをお渡しさせていただいております。ですから情報はすべていっているというふうに思っております。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）わかりました。ありがとうございます。

それでは最後に、お伺いしたいんですけども、先ほど佐藤町長の答弁にもありましたとおり、のべつ幕なしに法人を誘致しようですか、新たに会社を起こすために支援をしてほしいというような話ではないんですけども、ただそうは言っても先ほどの話の中で、今ふるさと納税ですか、企業版ふるさと納税の考え方の延長みたいな形で、やはり仁木町に貢献をしたい、もしくは仁木町に何かしら他に納めるならば納税したいという考えの企業さんも中にはいらっしゃると思うんです。ただ、現実的な問題、他の市町村で、そういう支援があった場合に、やはり会社経営を考えたときには、どうしてもその支援がある方に行ってしまうがちなところもあると思うんです。それを、もうすべて、それはもう仁木町で一緒に歩む企業対象ではないというふうに切られるというか、そういうふうに考えるのも良いのかもしれないんですけども、やはり中には、そういう企業は企業版ふるさと納税をしてくださいという話なのかもしれないんですけども、やはり仁木町でどうしても起業したいとかっていう方もいらっしゃると思うんですけども、そういう他の市町村での補助等々を考えたときに、どうしてもそちらに行かざるを得ないというか、現状行ってしまうというのもあると思うんですけども、その辺りで、先ほどの町長の答弁は重々理解はしているんですけども、その辺りで新たに何か将来的にそういうふうに思ってもらえる企業がいるのであれば、何か考えるということはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）磨議員仰ることも私も十分理解しておりますし、そういった役割も町としてしていかなければならないということも理解しております。

そういった、地域に企業が来てくれる。又は人が来てくれる。そういったきっかけづくりは絶えず町としても行っていかなければならないと思います。ただ、全てがすべて整備することは、なかなか財政的にも、また、人為的にも難しいものがあるので、やはりそこは段階的にいろんな仕掛けづくりをしていきたいというふうに思っている次第でございます。実際今のところ企業よりもまず人を呼び込むために、実際、昨年度は北海道でも2番目に社会増になった地域ということでランク付けされましたので、そういった部分では人は徐々に増えてきているのは事実でありますし、今回、実現はできませんでしたが、先般、大企業が本町で起業したいということで、皆さんにも説明させていただきましたけれども、あの企業も全国いろいろな候補地の中から、この仁木町を最後の最後まで選択肢の一つとして絞っていただいたのも、やはりうちの地域の魅力を感じていただいて、うちもいろんなデメリット、メリット両方を正直にお話しさせていただいて、そういった部分で地域の魅力に気づいて、結果的には良い結果に結びつきませんでしたけれども、そういった形で我々も努力しておりますので、今後そういった姿勢や体制を充実させていくことはもちろんしてまいりますので、その部分は、今後も前向きに進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

今回質問させていただいているタイミングとして、本当に今、そういう市町村が出てきた方が注目をさせていただいて仁木町の魅力をより感じていただけるのではないかと思ったんです。

それというのが、今は例えば、新たに会社を起こす起業の方だけで考えると、ご存じだと思うんですけど、起業支援金は道内にはほとんどないんです。これはもうコロナの影響で、コロナに補助金が全部移動してしまっているから、新規の起業支援金がないという。ただ、そんな中でも例えば札幌市なんかは、法人設立に当たっての登記費用が、だいたい株式会社だと20万円から25万円ぐらい、合同会社だと15万円前後ぐらいになると思いますけれども、ある条件を満たせば、ほぼ全額負担をしてくれるというような支援制度とかもあるんです。結局、町の方に法人が来ていただけることで、そんな単純な話ではないとは思いますが、例えば、収益として黒字にならなかったとしても、法人税の均等割の中で、多少の税金は納めていただけるといって、だいたいこれも単純ではないと思うんですけど、3年間で回収できるような形、例えばその法人設立のサポートをしたとしても、3年ぐらいで回収できるような仕組みがあったりもすると思うんですね。なので、これが今後、今はそういう起業支援金がないから、そこが注目されているのかもしれないですし、そういうところに目が行きがちなのかもしれないですけども、やはり、タイミング、タイミングで重要なものっていうのはあると思うので、その辺り、町長のお考えであれば、今後大丈夫だと思うんですが、そのタイミング、タイミングで、やはりその時に応じた、本当に3年前まではリモートワークなんて考えは、多少はあったかと思うんですけど、ここまで大々的ではなかったと思うので、やはりその時代に合わせた形で、少しサポートできるようになれば、より仁木町に魅力を感じていただける方が、企業さんを含めて増えるのではないかと考えて質問させていただきました。最後に、一言お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そもそも、都市部と地方の環境で全然違うと思うんです。都市部で起業をしたいといってもなかなか事務所やその他経費、様々なものもかかると思います。土地だって高いですし。でも、

仁木町は、都市部に比べたら条件的には低いと思うんですよね。土地を購入するにしても、札幌で会社を起こすよりはこっちで会社を起こした方が土地的にも安いですし、ただ、様々な例えば、人材の部分とかそういった部分で不足してるデメリットも、地域にあるのが実態でありますので、そういった部分を今後どう補っていくのか、都市部にはないものをどう地域でPRできるのかというのは、これからしていかなければならないと思います。仁木町は幸いにもこれから公共インフラ的には、札幌市から40分ほどで、ここへ来る、通勤することも可能ですし、さほど都市部と地方の格差というのが縮まってきていることは現実であります。それを好機として、仁木町で、今後何ができるのかということは、磨議員仰るとおり、様々な施策を展開していくことは我々としても果たしていかなければならないというふうに認識しておりますので、その辺の部分も含めて、今後、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）良く理解できました。ありがとうございました。以上になります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第7、一般質問を続けます。

一般質問『JR函館本線のバス転換時期について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）JR函館本線のバス転換時期について。

JR函館本線山線（小樽～長万部間）について、3月27日の第3回後志ブロック会議においてバス転換が決定されました。余市～小樽間には多くの乗客がいるにも関わらず、バス転換されることに納得がいきません。そうした中、倶知安町からは「バス転換の前倒し」が提案されました。新幹線駅の駅前再開発のために、現JR倶知安駅を解体しようとしていますが、倶知安駅には山線全線の信号機に関わる設備があるため、これを解体することは列車が運行できなくなることを意味します。JR函館本線のバス転換は、北海道新幹線札幌延伸開業まで、JR北海道が責任をもって運行を続けることが前提条件であり、バス転換時期の前倒しは認められません。この件について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、JR函館本線のバス転換時期についての質問にお答えいたします。

並行在来線（長万部・小樽間）の協議に関しましては、本年3月27日第13回後志ブロック会議において、バス転換という方向性が決定し、その席上、バス転換の前倒しに関する意見が出され、今後は「ルートやダイヤ」、「バス転換の前倒し」及び「前倒しに伴うJRからの支援」の3点について協議事項とすることとされたのは議員仰せのとおりであります。

私といたしましては、並行在来線の廃線に伴う代替交通の確保、地域の皆さまの足の確保が大前提となりますことから、これら通勤又は通学の足の確保ができない状況でのバス転換への前倒しは混乱が生じることは明らかであり、バス転換時期の前倒しについては十分な議論の下、慎重に判断していく必要があるものと認識しております。バス転換を表明した際にお約束したとおり、住民の利便性の確保を最優先にす

ることを引き続き協議の場で主張してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）6月9日にJR函館本線の存続を求める住民の会で、後志総合振興局に要請行動に行ってきました。市橋道議と菊地道議他20名ほどで行ってきたんですけど、要請事項は、1つ目、函館本線山線（小樽・長万部）間について、3月27日バス転換とする決定は容認できません。白紙撤回を求めます。2つ目、北海道新幹線札幌延伸開業までJR北海道が責任を持って運行を続けることが前提条件です。前倒しなど認めないでください。3つ目、倶知安町が駅前開発のため、現JR倶知安駅を解体しようとしています。駅には山線全線の信号機に関わる設備があるため、列車が運行できなくなります。移設などを指導及び支援してください。という内容でした。

これに対して、その場での回答はなく文書要請になりましたが、会員からの質疑応答の中で、バス転換に決めた責任者は誰になるのかという質問に、振興局長は各市町村の首長だと言うんです。各自治体でご決断されたということ、北海道としてはしっかり尊重しなくてはいけないと。元々3案を示し、苦渋の選択をさせたのは北海道の責任ではないでしょうか。町長はこの「北海道の責任」というところでは、どういうふう考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）北海道が首長の責任だというふうに言った意図というのは、私もあまり把握しておりませんが、ただ、誰の責任ということよりも、責任は僕はもうこれまで全ての皆に責任があると思います。やはりこういった形で、並行在来線が将来的に失われるかもしれないということを早い段階で危機感を持って対応しなかった、そのツケが今に来ていると思います。今になって、新幹線ができたことによって、慌てて並行在来線の大切さを訴えたところで、もう時間的にも猶予はありません。ですから国や道、自治体、それをまた地域の皆さんが、これを正面に向かって対応を考えてこなかったその結果が今であると思います。ですから、誰に責任があるのか明確なものは私としてはお答えすることはできませんけれども、皆すべてに責任があるというふうに私自身は考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）もともと整備新幹線に加えて並行在来線を経営することは、営業主であるJRにとって過重な負担となる場合があるため、沿線すべての道府県及び市町村から同意を得た上で、整備新幹線の開業時に経営分離されることとなっているということで、国交省のホームページに書いてありましたが、この道府県というところで、新潟県はこのとき条件闘争をやって830億円獲得していますし、JR九州も県をまたいで経営分離しませんでした。北海道は条件闘争もなしで同意し、沿線自治体任せ、沿線協議会へ持ち越しています。町長は「皆の責任だ」というふうに言っておりますけれども、やはり、この北海道全体の公共交通を守る立場として、北海道は本当にこの鉄道とか、道路とか、そういう公共交通のことに對して本当に考えていなかったのかなというふうに、すごく不信を持っています。やはりもし、バス転換するにしても、やはり北海道として「北海道としてはこういうふうに援助しますよ」とか、バス転換することに対しての各町村の条件闘争とかはなかったのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今回バス転換にいたるまでの協議の中で、そういった条件的な部分での議論というのは、ほとんどありませんでした。ただ今後、現実問題として、2030年にJR北海道が撤退するというこ

とは、それは事実として受け止めなければならないというふうに思っていますので、その中の様々な選択肢の中で、果たしてどの選択肢が地域にとって1番可能かどうかというのをしっかり見極めた中での判断でありました。その中で、自治体で維持をするというのは、なかなか将来的にも負担を残すことは難しいということで、これまでもいろいろご答弁させていただきましたけれども、そういったものの中で、最終的にバス転換という形で、お答えを出させていただき、各沿線自治体とも、そういった形で同意をした経緯がございますので、そういった部分はみんな同じような認識だというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）最終的に余市・小樽間で、本当に輸送が可能なのかというのはすごい不思議ですけども、余市町として、もうバスの便数とかを北海道の方で責任を持って確保するというので、あと、バスターミナルの整備とか、それからいろんな道路の条件とか、最後に約束してくれたからということで、バス転換にしていますけれども、それに対しても、北海道は「もっと余市町は粘ると思っていたのに」とかというのが、後で聞こえてくると、本当に北海道の姿勢として、本当に沿線自治体にみんな責任をかぶせているのではないのかなというふうに思ってしまうんですよ。

それで、余市町は住民を含めた協議会というものを作って、これからバスの路線とかいろんな駅前のこと、ターミナルのこととかを協議していくというふうに、この間言っていましたけれども、仁木町としては、バス転換にしたことによって、今後、協議会で検討に持っていかれると思うんですけども、そういう住民との組織というものを作る予定はあるのかなのか、お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町の今後の在り方・考え方についてはですね、先ほど答弁の中でもお話ししましたとおり、住民の利便性をどのように確保できるのかというのを地域の実態を踏まえながら、皆さんの声に耳を傾けながら、いろいろと模索していかなければならないと思います。それも時間もございませんので、本当にスピード感を持って、かつ慎重に皆さんの意見を踏まえながら、今後の地域の公共交通の在り方を考えていかなければならない、機会を持たないといけないと我々も認識しておりますので、その部分は逐一、そういった形で動き出してまいりたいと思っている次第でございます。

そして、地域の様々な形によって求めるものも当然出てくると思いますので、そういった部分は協議会の場で主張をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）協議会の中ではバス転換に向けて検討会を長万部町から倶知安町、ニセコ町から余市町、余市町から小樽市というふうに3つに分けていますけれども、乗り継ぎ乗り継ぎと初めからこの分け方で進んでいくのかどうか。北後志では小樽市と定住自立圏構想を持っていますけれども、この中で交通圏も入っていましたが、これはどうなっているのか。このJR廃止で、何か定住自立圏構想の中で話し合ったことはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）定住自立圏の関係の協議会等で、話し合った事実という部分についてはございません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）やはり定住自立圏ということで、地方と都市を結んで都市の一極集中にならないよ

うに、やはりこの北後志は交通面でもスムーズに行けるようにということで、これを設置したと思うんですよ。その中でもやはり、交通のことについては、協議を深めてほしいというふうに思いますし、住民の利便性の確保を最優先にするのなら、本当に私は1日も長くJRに走ってほしいと思っているんですけども、佐藤町長が現実的だとして、いち早くバス転換を打ち出して、町民もそれを受入れてくれましたけれども、それでも、新幹線が開業するまで乗れると安心感がありました。しかし、倶知安町は自分の町づくりのために5年も前倒しを進める方向でいます。今度は1番最後まで前倒しに同意しないでほしいんですけども、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身の考えは先ほども申しあげました、当然、前倒しありきではありません。ただバス転換という方向性が決定した以上はそのための整備を1日でも早く進めてまいりたいという考えは以前からの主張と考え方、何ら変わりません。住民の利便性が確保できてから、前倒しに伴うJRからの支援に対する協議をしていく、その他もろもろそういった可能性を協議していくことが筋だというふうに思いますので、そのような姿勢で今後も協議の場で主張してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それでは、そういう方向でぜひ頑張してほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第8 議案第1号

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億340万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9405万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から、22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額1億340万5000円を追加し、補正後の合計を45億9405

万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額1億340万5000円を追加し、補正後の合計を45億9405万1000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。除雪機械整備事業につきまして、購入に関わる社会資本整備総合交付金の減により、借入限度額を3680万円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国道支出金が9076万7000円の増、地方債は1790万円の増、その他が178万3000円の減、一般財源は347万9000円の減となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、271万8000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種の国負担分でございます。2項、国庫補助金は、8804万9000円の追加で、新型コロナウイルス感染症に関わる地方創生臨時交付金と非課税世帯及び低所得子育て世帯への給付金の増、除雪機械購入に関わる社会資本整備総合交付金の減でございます。

8ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため4498万7000円の減額、2目、ふるさと振興基金繰入金は、新型コロナウイルスの交付金活用により183万9000円の減額でございます。

9ページ、20款、1項、繰越金につきましては、前年度の繰越額確定により4150万8000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。21款、諸収入、5項、雑入につきましては、雇用保険料率改定により5万6000円の追加でございます。

11ページ、22款、1項、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

13ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては、議員共済費17万4000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、雇用保険料率改定により共済費等を23万円の減額。4目、財産管理費は、庁舎の抗菌処理委託料と、抗菌用会議テーブルやイスなどの購入費456万円の追加。5目、企画費は、Web会議用パソコン5台の購入と物価高騰などによる町民生活負担軽減のための1人2万円の給付金や郵便料などで、6684万6000円の追加でございます。

17ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、非課税世帯への10万円給付金と郵便料などで1642万5000円の追加。18ページになります。2目、老人福祉費は64万5000円の追加で、会計年度任用職員の異動に伴う報酬等の増と、いきいき88の抗菌処理委託料の増、3目、老人福祉施設費は財源内訳の変更、6目、後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定により9万5000円の減額。

19ページ、2項、児童福祉費は、へき地保育所の抗菌処理委託料と低所得子育て世帯への児童1人当たり5万円の給付金や郵便料などで、341万円の追加でございます。

20ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、

周産期医療の負担金増により1万1000円の追加、3目．予防費は326万1000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等に関わる経費の増、4目．環境衛生費は、余市川クリーンアップ作戦の中止により8万円の減額。5目．上水道費は簡易水道事業特別会計繰出金の確定により58万円の減額でございます。

22ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、3目．農業振興費と5目．山村振興施設費は財源内訳の変更、7目．農用地再編開発事業費はフルーツパークにきの抗菌処理委託料48万1000円の追加でございます。

23ページ、7款．1項．商工費につきましては、多目的滞在施設の抗菌処理委託料と伝統文化とワインのタイベント補助金、316万円の追加でございます。

24ページをお開き願います。8款．土木費、1項．土木管理費は、いずれも財源内訳の変更でございます。

25ページ、9款．1項．1目．消防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用備品の購入に関わる北後志消防組合仁木支署への負担金445万8000円の追加、3目．災害対策費は210万9000円の減額で、会計年度任用職員の異動に伴う減と防災行政無線のアンブ修繕による増でございます。

27ページをお開き願います。10款．教育費、1項．教育総務費につきましては175万3000円の追加で雇用保険料率改定による共済費の増、小中学校の抗菌処理委託料と新型コロナウイルスにより中止となった修学旅行のキャンセル料の増、2項．小学校費と3項．中学校費は財源内訳の変更、5項．社会教育費は128万7000円の追加で、28ページになりますが、町民センターの吊りものの制御盤の修繕費、6項．保健体育費は2万8000円の追加で、雇用保険料率改定による共済費の増でございます。29ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第2号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を17万9000円減額、5款、繰越金を17万9000円追加し、補正前、補正後の合計は同額の1億9518万9000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により、財政調整基金からの繰入金を17万9000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により17万9000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、法改正によるシステム改修費の負担金9万円の追加、2目、広域連合負担金は、システム改修に伴う負担交付金を後志広域連合で収入とするため、後志広域連合の負担金を9万円減額するものでございます。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行いません。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号

令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第3号、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。3款、繰入金を58万円減額、4款、繰越金を58万円追加し、補正前、補正後の合計は同額の5億1823万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により58万円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により58万円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号

令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第4号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を9万5000円減額し、4款、繰越金を9万5000円追加し、補正前、補正後の合計は同額の7907万2000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により9万5000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により9万5000円を追加するものでございます。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号

仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第5号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例（令和元年仁木町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第5号、仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例の改正理由についてご説明いたします。これまで、にきバスの運行など、本町における交通施策の実施につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定により作成いたしました地域公共交通網形成計画に基づき実施しておりましたけれども、令和2年11月の法改正によりまして、地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画、地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。本町におきましては、これまでの仁木町地域公共交通網形成計画が、令和4年度末に計画期間満了となり、今後、法定協議会におきまして、次期計画の作成に着手することから、この度法改正に合わせた所要の改正を行うものでございます。

改め文の朗読を省略して新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。第1条及び第3条におきまして、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改めまして、また、「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」と法律の規定に合わせ、改正するものでございます。附則につきましては、施行期日に関する規定で、公布の日から施行するというものでございます。以上で、議案第5号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議案第6号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。今回の改正につきましては、地方税法施行例等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されました。これに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

法定限度額の改正に伴い、仁木町国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等につきまして、令和4年3月14日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課より通知があり、令和4年度においても国が財政支援を行うことが示されたことに伴い、本町におきましても、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱いを行うこととし、国民健康保険税条例について改正する必要が生じたため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税の全部又は一部について減免するための改正でございます。なお、本件につきましては、本年5月17日開催の令和4年度第1回仁木町国民健康保険税審議会に諮問し、適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

それでは、議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付をしております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、下線を付している部分が改正箇所でございます。第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行63万円から65万円に引き上げるものでございます。第2条第3項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行19万円から20万円に引き上げるものでございます。第23条第1項につきましても同様に、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行19万円から20万円に引き上げるものでございます。

次に、2ページをお開き願います。附則の第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、第2項中の「同条中」を「同項中」に改めるもので、規定の整備でございます。附則第14項でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例でございます。「令和3年度分の保険税」を「令和4年度分の保険税」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和2年度分保険税」を「令和3年度分保険税」に、「令和2年度末」を「令和3年度末」に改めるものでございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するというものでございます。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

次に今回の改正による本町の国保税への影響額についてご説明いたします。影響額につきましては、令和4年5月16日現在の国保加入世帯を対象に、令和2年の所得により試算しております。初めに基礎課税額の課税限度額の引上げによる限度額超過世帯数は、現行限度額63万円の22世帯から65万円になることにより20世帯となりますが、限度額2万円の引上げに伴い、年税額で41万500円の収入増が見込まれます。次に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げによる限度額超過世帯数は現行限度額19万円の34世帯から20万円になることにより31世帯となりますが、限度額1万円の引上げに伴い、年税額で33万1700円の収入増が見込まれます。合計で74万2200円の増収と試算しております。以上、影響額につきまして、ご説明いたしました。あくまでも令和2年の所得を基にした試算でありますことをご理解お願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について

日程第15 議案第8号

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について

日程第16 議案第9号

北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第7号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』ないし、日程第16、議案第9号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案3件に付きまして提案説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上議案3件の一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議から、議案第9号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議までの規約変更に係る協議につ

きましては、関連がありますので一括でご説明いたします。

この度の3件の規約変更に係る協議につきましては、それぞれの組合へ、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは、組合町村の議会議員の公務上の災害に対する補償に係る事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表第1に、「上川中部福祉事務組合」を追加するものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合とは、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表(2) 一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中、富良野広域連合の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第9号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村総合事務組合とは、市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員等公務上の災害に対する災害補償に関する事務、又は、非常勤消防団員の退職報償金等の支払事務等を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表第1、上川総合振興局(30)の項中、「30」を「31」に改め、上川広域滞納整理機構の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。次に、別表第2の9の項中、上川広域滞納整理機構の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。施行期日につきましては北海道知事の許可の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第7号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第17 議案第10号

銀山辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。銀山辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、銀山辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第10号、銀山辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本計画につきましては起債を活用する事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、計画を定めることで充当率100%、交付税算入率80%の有利な辺地対策事業債の活用を図れるものでございます。

次のページをお開き願います。銀山地区総合整備計画につきましては、3. 公共的施設の整備計画の除雪機械につきまして、特定財源であります社会資本整備総合交付金の減額により変更するものであります。変更後は括弧書きで、事業費は4798万2000円、特定財源が1109万4000円、一般財源が3688万8000円うち辺地対策事業債は3680万円を予定しております。変更後の合計事業費は1億3673万2000円、特定財源が4272万3000円、一般財源が9400万9000円うち辺地対策事業債は8960万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『銀山辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第11号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、新太平洋・阿部・近藤・赤石特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、札幌市中央区南1条東1丁目2番地1、新太平洋建設株式会社 代表取締役社長 井出雅人となっております。契約金額は6億8691万7000円でございます。そのうち消費税及び地方消費税分は6244万7000円でございます。工期は令和4年7月5日から令和5年12月20日までとなっております。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第11号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事請負の契約につきましては、町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は7億4664万7000円でありましたので、本定例会に上程してございます。お手元に配布してございます、入札結果一覧表をご覧ください。

1ページをお開き願います。指名業者につきましては、記載の8社を指名し、6月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、新太平洋・阿部・近藤・赤石特定建設工事共同企業体が落札しております。落札金額につきましては6億2447万円でございます。この金額は入札書比較価格6億7877万円に対し92.0%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、6億8691万7000円、予定工期につきましては、令和4年7月5日から令和5年12月20日まででございます。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今回、子育て支援拠点施設の入札ということで、2年間の事業ですけれども、非常に資材の高騰が今現在も留まることがなく、高騰している状況だと思いますけれども、今後もこの資材の高騰により請負代金の変更が発生するものなのかどうか。また、請負契約の中でどのような状況になっているのか、その辺、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）請負工事の契約につきましては、建設業法の規定に基づきまして、中央建設業審議会により作成勧告されます、工事標準請負契約約款を基にした北海道が作成いたします建設工事請負標準契約書というものを参考にしてございます。今回の工事に関する契約につきましても、この取扱いに基づき執行してございます。工事標準請負契約につきましては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する条項の中で、いわゆるスライド条項というものが規定されておまして、適用する場合には、請負代金の見直しを行うこととなります。原価の資材価格が急激に高騰している現状から、単品

スライドが適用されることが想定されます。この単品スライドというのは、特別な要因で工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となったときに、請求代金の変更を請求できる措置でございます。国や道におきましては、資材価格が急激に高騰している状況に鑑み、運用ルールの見直しについて、適宜おこなっているところでございます。町といたしましても、これらの取扱いを参考に、今後、適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）物価の、物の高騰ということで、価格の見直しが発生することもあるということですが、状況によってはその差額が町の負担となってくるのかどうか。また、過疎債の中で全部、処理されていくものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）今後想定される対応につきましては、あくまでも契約金額の変更ではなくて、設計段階の単価と、数か月後、単価アップした部分の差額について受注者の方から請求があって、その増額した差額分について町が支払うというそういう形になってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）差額が出た部分に対して、町が支払うということですが、過疎債とかそういうものに対しての適用は入ってこないものなのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）過疎債の関係につきましては、今現在予定されていた予算額での過疎債のヒアリング等を実施していきまして、その後、入札によって変わったとなった場合に、どのように変更していくかといった部分については、もう少しお時間をいただいて、ちょっとこちらの方もなるべく過疎債でいけるような形は取りたいとは考えておりますけれども、今ここで「こうなります」というのは申し訳ないんですけれども、お答えすることはいたしかねます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）この価格の変動というものに対して、基準的なものがあると思うんですけれども、それこそ、1万分の10だとか、いろんなものが出てくると思うんですけれども、その基準というのが、どのような設定で、それは契約の中にそういうものが謳われているのかという感じはするんですけれども、その辺どうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど河井課長の方からお答えしたとおりですね、今回いわゆる、単品スライド条項を盛り込んでおりますので、当然その中で、今回はおそらく資材、鉄材とか、燃料油とかそういった単品ごとの高騰分を対象として請求額の見直しが想定される部分がございますので、国とか道の方でそれについての基本的な運用については示されておりますので、それに基づいて対応するという形になるかと思えます。

ですから例えば国の方で言いますと、そうですね、すいません。ちょっとお時間ください。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

只今の野崎議員の質問に対しての答弁が残っております。林副町長。

○副町長（林 幸治）すいません、お答えさせていただきますけれども、スライド適用の対象工事の考え方でございますけれども、基本的に国、それから北海道から示されている部分でございますが、実際の購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事に係る変動額、要するに差額ですね、その請負代金の額の100分の1に相当する金額を超える工事について対象になるということです。だから100分の1以上を超えると、この適用について請求することができるという考えでございますので、ですから今後、物価がどういふふうに移るかわかりませんが、それに合った形ですね、請求があれば対応するかどうか考えさせていただくという形になるかと思っております。以上であります。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今説明をいただきましたので、良く理解いたしました。

もしかすると、町にまた新たな負担が課せられる可能性もあるということです。なるべく、そういうことが発生した場合には、過疎債で対応をできるような方向性があればいいんですけど、そのような方向性で何とか進んでほしい、町に負担をかけないような方法を選んでほしいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）今の質問に引き続きなんですけれども、単品スライドで購入時の100分の1以上になった場合ということなんですけれども、可能性として今回、順位1位の企業体が結構92%という低いパーセンテージだと思うんですけど、変更後に順位2位の企業体以上の価格になってしまうこととかはあるんですか。そうなった場合に、結果的に順位2位とか3位に依頼した方が価格としては抑えられたというようなことにはならないものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）単品スライドについてはですね、鋼材とか燃料費及びこの工事材料の基本的な単価が上昇したときになりますので、これについては同じ設計で作るわけですから、例えばどの業者が買っても、資材の購入費とか原料代、燃料代とかは上がるものについては同じようにスライドしていくということが考えられますので、ご指摘のようなことはないのではないかとこのように考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）ちょっと、もうちょっと教えていただきたいんですけども、その考えというのは、今回ちょっと、例えば資材を全部の企業体が同じ価格での購入だったら分かるんですけど、そこである程度、多分どこかの会社が利益を乗せていると思うので、多少バラつきが出てくると思うんですよ。そうなったときに、買う卸し先というのか、その購入先での価格変動というのも変わってくるものなのではないかと思っていて、なので、例えば2位、3位の方が多少高かったとしても、実はそれってある程度価格変動に耐え得る購入先から買っていたよということになった場合に、結果安くなるということにはならないんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）単品スライドを用いるときの物価の上昇分の基準なんですけれども、基本的にその

月の物価、物価資料単価というのが示されております。それに基づいて算定することになっております。ただこの物価資料がですね、今はそれを上回る上昇というものが見られておりまして、その中で国とか北海道については、資料ではなく実際の部分を反映させるというものも、最近適用されてきております。最近の非常に異常な高騰の中で、ちょっと適時運用が図られておりますけれども、基本的に購入した月の物価資料単価を用いてスライドの方の確認をさせていただいて、請求するということになっているようでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、余市郡余市町大川町11丁目55番地、株式会社 大江電気 代表取締役 木村英司でございます。契約金額は1億2848万円となっております。そのうち消費税及び地方消費税分は1168万円でございます。工期は、令和4年7月5日から令和5年12月20日までとなっております。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第12号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）

工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事請負の契約につきましては、町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億3530万円でありましたので、本定例会に上程してごさいます。

お手元の入札結果一覧表、2ページをお開き願います。指名業者につきましては記載の4社を指名し、6月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、株式会社大江電気が落札してごさいます。落札金額につきましては、1億1680万円でごさいます。この金額は入札書比較価格1億2300万円に対し95.0%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億2848万円。予定工期につきましては、令和4年7月5日から令和5年12月20日まででごさいます。説明は以上でごさいます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第13号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第13号でごさいます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、丸コ・堀川・高橋特定建設工事共同企業体、代表者、小樽市稲穂1丁目7番1号、株式会社 丸コ組 代表取締役 平口山和弘でごさいます。契約金額は、2億3210万円でごさいます。そ

のうち消費税及び地方消費税分は2110万円となっております。工期は、令和4年7月5日から令和5年12月20日までとなっております。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第13号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事請負の契約につきましては、町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は2億3746万8000円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表、3ページをお開き願います。指名業者につきましては、記載の4社を指名し、6月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、丸コ・堀川・高橋特定建設工事共同企業体が落札しております。落札金額につきましては2億1100万円でございます。この金額は入札書比較価格2億1588万円に対し97.7%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額は2億3210万円。予定工期につきましては、令和4年7月5日から令和5年12月20日まででございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第14号

令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第21、議案第14号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第14号でございます。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設

（外構）工事請負契約の締結について。令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、和田・宮本特定建設工事共同企業体、代表者、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長 和田哲也でございます。契約金額は1億1627万円、そのうち消費税及び地方消費税分は1057万円でございます。工期は令和4年7月5日から令和5年12月20日までとなっております。

詳細につきましては、同じく河井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第14号、令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事請負の契約につきましては、町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億2062万6000円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表4ページをお開き願います。指名業者につきましては、記載の5社を指名し、6月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、和田・宮本特定建設工事共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億570万円でございます。この金額は入札書比較価格1億966万円に対し96.4%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、1億1627万円、予定工期につきましては、令和4年7月5日から令和5年12月20日まででございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時34分

再 開 午後 1時34分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の開催は、明日、6月30日木曜日、午前9時30分より開会いたしますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労さまでした。

延 会 午後 1時35分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和4年6月29日～6月30日（2日間）

1日目 令和4年6月29日

（開会～午前9時30分 / 延会～午後1時35分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和3年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	R4.6.29	報 告
議案第1号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R4.6.29	原案可決
議案第2号	令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	R4.6.29	原案可決
議案第3号	令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R4.6.29	原案可決
議案第4号	令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R4.6.29	原案可決
議案第5号	仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例制定について	R4.6.29	原案可決
議案第6号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R4.6.29	原案可決
議案第7号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について	R4.6.29	原案可決
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について	R4.6.29	原案可決
議案第9号	北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について	R4.6.29	原案可決
議案第10号	銀山辺地に係る総合整備計画の変更について	R4.6.29	原案可決
議案第11号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（建築主体）工事請負契約の締結について	R4.6.29	原案可決
議案第12号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について	R4.6.29	原案可決
議案第13号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について	R4.6.29	原案可決
議案第14号	令和4・5年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設（外構）工事請負契約の締結について	R4.6.29	原案可決